

～蜜蜂を飼育するみなさまへ～

蜜蜂（ミツバチ）飼育届の提出について



養蜂振興法により、蜜蜂を飼育する方は
毎年1月31日までに
「蜜蜂飼育届」の提出が必要です！



＜届出が必要な方＞

1. 養蜂業者の方
2. 趣味などで蜜蜂を飼育する方
3. 花粉交配用蜜蜂を通年飼育する方

※ セイヨウミツバチ、ニホンミツバチどちらの飼育でも届出が必要です
※ 届け出には手数料はかかりません

【提出が必要な書類】※持参、郵送、FAXあるいはEメールにより提出して下さい。

- ①蜜蜂飼育届
- ②蜜蜂飼育変更届（飼育届に変更があった場合に限る）

＜注意事項＞

- ・飼育届は、**毎年提出が必要**です。
- ・飼育届は、**飼育許可ではありません。**
- ・届出を行った後でも、
 - ①蜜源に対して群数が著しく過剰となる場合
 - ②既存の飼育者と蜂群が隣接する場合は
設置場所の再検討や蜂群の減が必要となる場合があります。



*蜜蜂の病気には、家畜伝染病に指定されている「腐蛆病（ふそびょう）」があります。

飼育者は、家畜伝染病予防法に基づき家畜保健衛生所が実施する腐蛆病検査を受検しなければなりません。
検査にあたっては、予め家畜保健衛生所に連絡して下さい。

【飼育届に関する窓口】

※飼育届の提出は畜産課までお願いします！

奈良県 食農部 畜産課

TEL : 0742-27-7450

〒630-8501

FAX : 0742-22-1471

奈良県奈良市登大路町30

E-mail : chikusan@office.pref.nara.lg.jp